

令和7年第6回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和7年6月26日(木)

午後 2時00分閉会

2 場 所 竹原市役所 5階 教育委員会室

3 出席者 高田教育長、浅野教育長職務代理者、竹下委員、有田委員、永福委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長、大橋参事兼教育指導担当課長、
小早川人事管理担当課長、中原文化生涯学習課長、
五反田総務学事課教育総務係長、岡田総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第31号 竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第32号 竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について

議案第33号 竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について

議案第34号 学校運営協議会委員の委嘱について

報告・協議 (仮称) 賀茂川学園の校名について

○高田教育長 ただいまから、令和7年第6回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。

はじめに、議案第31号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長 兼総務学事課長 議案第31号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」でございます。議案書の1ページを御覧ください。竹原市学校給食センター設置条例第4条の規定により、竹原市学校給食センター運営委員会委員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものです。2ページを御覧ください。承認を求める者の名簿です。各市立学校の校長とPTA代表、名前の読み上げは省略させていただきます。衛生管理専門家として荘野小学校の藤原弥生栄養教諭、学校医として米田小児科医院米田吉宏院

長となっております。任期につきましては、令和7年7月1日から令和8年6月30日までです。なお、当該委員会については定期的なものとしては年1回開催し、給食会計の予算・決算や給食費の額と徴収に関すること、安全・衛生管理に関すること、給食センターの設備の改修に関すること、食育に関すること等を審議いたします。今年度の会議につきましては8月7日開催予定となっておりますが、学校現場や保護者、専門的見地からの御意見を伺いながら、より良い学校給食の運営に繋げていきたいと考えております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○竹下委員 はい。

○有田委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第32号「竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋参事 議案第32号「竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について」で
兼教育指導担当課長 ございます。8ページを御覧ください。竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱に係る委員会規則を掲載しております。第3条において、市内小中学校等の校長及び特別支援学級担当教員、竹原地区医師会、民生委員、竹原市家庭相談員、竹原市福祉事務所長、竹原市教育委員会事務局職員及びその他必要と認める者の22名以内の委員で組織することとしております。また、第4条にありますとおり、委員の任期は1年間でございますの

で、今年度6月30日をもっての任期満了に伴い、その後任の委員を委嘱するものであり、再任することができるということになっております。9ページを御覧ください。昨年度、委員をお願いしていた方、今回新しく委員として委嘱をしたいと考えている方を新旧の名簿にしてお示ししております。昨年度と変更している方を中心にお伝えさせていただきます。まず、小中学校等校長につきましては、忠海学園の伊場田校長から藏本校長へ変更されています。これは、校長会で校長先生方の教科等領域の担当が変わったためでございます。次に特別支援学級担当教員ですが、竹原中学校の大當教諭から賀茂川中学校の今田教諭に変更となりました。また、その他必要と認める者のところに今田教諭の名前があります。これは、今田教諭は特別支援学級の担任ではなく、特別支援学級の特別支援教育のコーディネーターの役割は担っておりますが、学級担任はしておりませんので「その他必要と認める者」のカテゴリーの中に入れてさせていただいております。家庭相談員につきましては、古島相談員から松本相談員に変更となり、また、中国芸南学園の寺本さんから中国芸南学園の谷本さんに変更となっておりますが、これは、それぞれ推薦書を提出いただいた際に先方から変更の申し出があったためでございます。変更点は以上でございます。委嘱の任期につきましては、令和7年7月1日から令和8年6月30日までです。これから夏にかけて、認定こども園、小学校・中学校及び義務教育学校の各所属から特別支援が必要だと思われる児童生徒について、意見書を提出していただき、それについて審議をし、相談委員会として教育長に答申をいたします。それを受けて、令和8年度の学級編制、あるいは介助をつけるか否か等を含めて、来年度に向けての体制づくりを考えて参ります。そのため、この時期から委嘱させていただき、新年度が始まっていくらかの対応をしていただく必要がありますので、来年度の6月30日までという任期になっております。これらの委員の職務といたしましては、この後審議をいただきます、各校の推進員が提出した審議対象の児童生徒について、

資料を基に今後の方向性について審議を行い、決定していくということです。つまり、それぞれの個別の状況を基に、各委員の専門的な見地から御審議いただいて、一人一人の子供の実態に応じた就学先や入級先、介助員の要・不要、通級指導等について一定の方向性を判断していただき、答申を出していただく予定としております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○浅野教育長 特別支援教育に該当する子供たちの割合は、最近の傾向として増加傾向か減少傾向かといったデータはございますか。

○大橋参事 データといたしましては、経年比較をして人数を集計するという事まではしていないのですが、児童生徒数が減少しているにも関わらず、審議にかかる人数は横ばいです。約100件の子供たちを審議しております。そういったことから増加しているということと、後は、文部科学省の調査で特別支援教育が必要な子供たちが通常学級の中にもいるということがありますので、そういった意味では特別支援教育が必要な子供たちの数は増えていると考えて良いのではないかと思います。

○浅野教育長 特別支援教育が必要な子供たちが増加傾向であることに関して、国や県の方で、要因の分析等はされているのでしょうか。

○大橋参事 文部科学省が根拠を示しているわけではありませんが、先ほど申し上げましたように、通常学級においても支援が必要な子供たちの数が増えているということは国の方も調査結果を基に話をしていますし、そういったこともあって特別支援学級に限らず支援を必要としている子供たちがたくさんいるということで、現在は、国の指針として、新規採用後、4年目までの教員に1度は特別支援学級を担任することという努力目標がありますので、そういった意味では、今後特別支援教育をどの教員もしっかりやっていかなければならないという方向性が示されております。

○永福委員 竹原市特別支援教育相談委員会規則について、第3条2(1)市内小中学校等の校長とありますが、義務教育学校は明記しないのでしょうか。

- 大橋参事 第2条に言い換えの規定があり、等に義務教育学校が含まれています。
- 兼教育指導担当課長 今回、今田教諭が(1)のカテゴリーに入らなかったということで、規則が制定されて時が経っておりまして、そういったことも踏まえて改正の時期にきているとは思いますが、義務教育学校を明記していくという方向で考えていきたいと思っております。
- 竹下委員 委員の方が、児童生徒について特別支援学級の方が良いとか、介助員をつけた方が良いといった審査をされると思いますが、その際に保護者の意見は反映されないのでしょうか。
- 大橋参事 原則反映します。審議にかける際に医療機関で診断書等をもろうということになっておりますので、しっかりと御家庭と話をし医療機関にもかかっただいて、ある一定の審議資料を基に話をしますので、保護者の同意の上で審議に挙がって参ります。審議に挙がった後、答申は特別支援学級が望ましいといった結果の場合に、答申のとおり特別支援学級に入級するケースもあれば、保護者が通常学級を選択した場合は、通常学級に入級することになります。しっかり合意形成を図った上で審議にかけますが、その結果を受けて、最終的には保護者が判断をしますので、方向転換するケースもありますが、入級先について最後まで保護者と話をしていくということになります。
- 竹下委員 特別支援学級に在籍している場合や介助員が配置されているような場合に、その子の成長段階の中で通常学級でも大丈夫だろうということであれば、途中からでも変更されるケースはあるのでしょうか。
- 大橋参事 答申が出て入級先を決定している状況なので、特別支援学級と通常学級を行ったり来たりはできないという話は保護者にしていますが、委員がおっしゃられたように個の成長で通常学級でも大丈夫だろうということになった場合は、もちろん途中から通常学級に行くこともできますが、その時も審議にかけます。特別支援学級からいきなり通常学級に行くことになっても介助は必要であるようなケースもありますので、その辺りの途中経

過を踏まえてということになります。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第32号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○有田委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第33号「竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋参事 議案第33号「竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について」
兼教育指導担当課長 承認を求めるものでございます。13ページを御覧ください。先ほど承認いただきました特別支援教育相談委員会で審議をするための調査を行う者が推進員という位置づけでございます。この推進員につきましては、各所属に1名置くこととしております。当日配付資料の1ページを御覧ください。1ページに今年度の推進員の名簿を掲載しております。2ページを御覧ください。先ほどの委員と同じように新旧の対象者が分かるように掲載しております。この推進員につきましては、各所属長がこの人を特別支援教育相談委員会の推進員として任命したいと名前を挙げられた者でございます。認定こども園につきましては年長クラスの担任や園長先生になっております。小学校、中学校、義務教育学校におきましては、基本的には特別支援教育のコーディネーターあるいは特別支援学級の担任等が推進員になっております。ここに挙がっております推進員の職務といたしましては、各所属の幼児・児童生徒の状況を取りまとめて、特別支援教育相談委員会にかけるための資料を作成し、提出するという動きになります。この資料

には、診断書や検査結果等の根拠資料も含まれます。任期につきましては、令和7年7月1日から令和8年3月31日まででございます。推進員につきましては、認定こども園については年長クラスの担任、小学校、中学校、義務教育学校におきましては、基本的には特別支援教育のコーディネーターあるいは特別支援学級の担任等が推進員になっておりますので、人事異動の関係で3月31日までの委嘱としております。しかしながら、4月、5月、6月に転校して来られるお子さんもおられますし、進級して状況に大きく変化があつて変更するというケースも考えられますので、その場合には教育委員会事務局が学校と連携しながら資料を作成し、持ち回らせていただきます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第33号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○竹下委員 はい。

○有田委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第34号「学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○小早川課長 議案第34号「学校運営協議会委員の委嘱について」御説明いたします。議案書14ページを御覧ください。令和7年度の各校の学校運営協議会委員の委嘱については、第3回教育委員会会議において学校長の推薦を基に、承認をいただいております。今回、竹原市学校運営協議会規則第5条の規定により、竹原中学校及び吉名学園の校長から推薦を受けた者を学校

運営協議会委員に委嘱することについて教育委員会の承認を求めるもの
あります。15ページを御覧ください。承認をいただきたい学校運営協議
会委員は3名です。1人目は、竹原中学校の神戸氏でございます。2人目
は、竹原中学校の今本氏でございます。3人目は、吉名学園の大木氏、吉
名町老人クラブ連合会の会長でございます。吉名町老人クラブ連合会会長
の変更に伴い、前任の淀氏は5月15日に解職しております。なお、任期
は令和7年7月7日から令和8年3月31日までとしております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第34号は、原案のとおり承認することに御異
議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○有田委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり承認す
ることに決定いたしました。続いて、報告・協議「(仮称)賀茂川学園の
校名について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長 報告・協議「(仮称)賀茂川学園の校名について」でございます。議案
兼総務学事課長 書の19ページを御覧ください。(仮称)賀茂川学園の校名について、御
説明させていただきます。1の概要につきましては、(仮称)賀茂川学園
設立準備委員会において、東野小学校、荘野小学校、仁賀小学校及び賀茂
川中学校を統合し、令和9年4月1日に設立する新しい義務教育学校の校
名の案について、「賀茂川学園」に決定いたしました。2の内容については、
昨年度、賀茂川中学校の学区の学校・地域等において、校名(案)につい
て公募を行い、5月29日に開催した第7回(仮称)賀茂川学園設立準備

委員会において、公募の結果等を踏まえ協議を行った結果、校名の案を漢字で「賀茂川学園」とすることとなりました。なお、校名については、令和8年9月定例会市議会に竹原市立学校設置条例の一部改正案を提出し、その議決をもって正式に決定するものです。3に参考といたしまして、(1)募集期間は令和7年2月5日から3月25日まで、(2)応募者数につきましては139人で、その内訳として児童生徒が127人、一般が12人となっております。集計結果については(3)のとおりです。以上の説明のとおり準備委員会での協議結果について報告を行いますので、本日は教育委員の皆様において御協議いただければと思います。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 それでは、事務局から説明いたしました内容で、今後、関係者と調整を進めて参ります。

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和7年第6回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和7年6月26日 午後2時00分閉会